

【補足説明】

費用と便益の関係の分析に係る補足説明

規制の事前評価書「7 規制の費用」欄に記載のとおり、本件規制については、公告国際テロリストは、その所持している規制対象財産の一部を仮領置されることとなった場合、その間は当該仮領置された規制対象財産を使用できなくなるといった遵守費用や一定の行政費用が発生する。しかし、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、公告国際テロリストから当該仮領置された規制対象財産に係る返還の申請を受けた場合において、仮領置後の事情の変化により、当該規制対象財産が当該公告国際テロリスト及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること等一定の要件に該当するに至ったと認めるときは、当該規制対象財産を返還しなければならないこととしているため、遵守費用は一定程度低減される。また、便益の点では、公告国際テロリストが所持している規制対象財産の利用を制限し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使われることをより効果的に防ぐことができるため、費用以上の便益があるものと評価することができる。

代替案との比較に係る補足説明

代替案では、公告国際テロリストの所持している財産を使用する行為が公安委員会から許可されなかった場合に公告国際テロリストが当該規制対象財産を使用できないことに加え、公告国際テロリストは財産を使用する前にその都度公安委員会に対し頻繁に許可申請を行う必要があることから、高い遵守費用が生じる。しかし、公安委員会は、公告国際テロリストから許可の申請を受けた場合において、一定の事由に該当しない場合には許可をしなければならないこととしているため、その遵守費用は一定程度低減されることとなる。また、公安委員会に規制対象財産の許可に付随する事務が許可の都度生ずるため、高い行政費用が発生することとなる。

一方で本件規制では、公告国際テロリストはその所持している規制対象財産の一部が仮領置されることとなった場合に、当該仮領置された規制対象財産を使用できなくなるものの、公告国際テロリストはその財産の全てを仮領置されるわけではないことから、公安委員会に代替案ほど頻繁に返還申請を行う必要があるわけではない。また、公安委員会は、公告国際テロリストから当該仮領置された規制対象財産に係る返還の申請を受けた場合において、一定の事由に該当する場合には当該規制対象財産を返還しなければならないこととしているため、その遵守費用は一定程度低減されることとなり、代替案よりも低いといえる。さらに、公安委員会には、仮領置した規制対象財産の保管・引継ぎ、返還申請の審査、立入検査等の事務が生じるため、一定の行政費用が発生する。しかし、公告国際テロリストが行為をする前にその都度公安委員会に許可申請を行う必要のある代替案に係る事務の方が、本件規制における仮領置等に係る事務に比べ、頻繁に発生することが想定されることから、その行政費用は代替案よりも低いといえる。

便益の点でも、本件規制は国際的なテロリズムの行為のために使用されるおそれがある規制対象財産を公安委員会が直接管理することで、効果的に国際的なテロリズムの行為を防止することができる一方で、代替案は、脱法行為を完全に防ぐことができないため、代替案よりも本件規制の方が便益が大きいといえることができる。

したがって、代替案よりも新法案を選択することが妥当であると評価することができる。